

コーディネーター ただ今から事業番号 5 マイナンバー制度に活用についての審議を始めます。市民委員、傍聴の皆さまには、お手元の資料の 62 ページをお願いいたします。 それでは事業所管部局より、事業の概要について説明を求めます。

事業所管部局 こちらのスライドを見ていただきたいのですが、マイナンバー制度、新聞紙上いろいろと記事が多くなっておりますが、ある調査によりますと、国民の皆さんの中でマイナンバーの概要を知っている方は、50パーセント位しかいないという結果になっているという話もございます。なぜそうなっているかという、新聞、雑誌を見ていただくと解るのですが、あまりにも情報量が多過ぎて、何がどうなるのかが解らない、というのが皆さん実感されていることかなと感じております。今日、私どもは、番号制度を周知する役割も持っておりますので、できる限り分かりやすくご説明できたらと思っております。

まず、マイナンバーとはということですが、これはちょっとありきたりのお話になってしまいますが、国民全員に重複のない12桁の番号を付番し、現在は行政機関などで別々に管理しているものを同一人の情報を紐付けして、複数の行政機関間が相互に活用する仕組みとなっています。マイナンバーのメリットですが、行政を効率化し、国民の利便性を向上させ、公平公正な社会を実現するなどがあります。

まず行政の効率化ということに関して、情報の照会、入力等の作業が削減されるなど、行政手続きが正確で迅速化されます。ここが行政コストの削減に一番関わってくるところになります。2番目、国民の利便性を向上という部分につきまして、例えばマイナンバーが始まりますと、添付書類の削減など行政手続きが簡素化されます。具体的に言いますと、マイナンバーを記入することによって、今まで添付書類を提出していたものが削減されるようになります。それから3番目、これがあまり知られていないのですが、公平公正な社会の実現、所得把握の正確性の向上。これは、よくマイナンバーは税収の把握と言われておりますのでご存知かと思うのですが、社会保障の確実な給付も実現します。例えば、ご自分が保障の給付をされる対象かどうか分からなかったことで、給付漏れがあったこともあったと思うのですが、このマイナンバー制度がスタートし、何年か経ちますと、あなたはこの社会保障の給付の対象になりますよ、というようなお知らせをするサービスも予定されております。

続きまして、利用分野とスケジュールになります。まずは社会保障、税、災害対策の3分野の行政手続きで利用されることになっております。それから、マイナンバーの利用範囲の拡大として挙げられているものに、戸籍事務、旅券事務、預貯金口座への付番、医療介護、自動車検査登録事務などがありますが、実現には番号法の改正が必要となります。今、国会で審議されているものの一つに預貯金口座への付番、これは前向きに進められるように今、参議院で審議されることになっております。

それから導入までの主なスケジュールですが、平成27年10月、もうあと1カ月ちょ

つとになりますが、マイナンバーを通知カードによりお知らせをします。それから28年1月、マイナンバーの利用開始、それから個人番号カードの交付開始。これは後ほど詳しくご説明をいたします。それから29年7月が地方公共団体の情報連携開始。これは他市町村の添付書類が原則不要となるということがありまして、市としては、29年7月が本格稼働と捉えております。

次に、マイナンバーはどのようなところで利用されるのかということですが、行政手続き、役所では、国、県、市役所に書類を提出する手続きをするときにマイナンバーの記入が必要となり、住民票などにマイナンバーが印字されるようになります。ただし、先ほども少しお話したように、添付書類は順次不要となっていくのですが、例えば、転入された方などが前住地の添付書類が不要になるのは29年7月からの予定となっております。

それから、市役所では市県民税の減免申請、国民健康保険の届け出、児童手当の認定請求などにマイナンバーの記入が必要となってきます。国や県、その他の行政機関ですが、社会保障関係では医療保険者に申請する医療養費の請求ですとか、ハローワークでの雇用保険の手続き等にマイナンバーが必要となります。また、税関係では、税務署に提出する確定申告書や給与所得者の源泉徴収票、税関係というのは非常に添付書類が多いですので、マイナンバーを記入して提出していただくことにより、申告するご本人も、役所側も非常に効率化されることになっております。

それから1点、これはあまり知られていないのですが、事業主の方は、従業員の方にマイナンバーを記入して提出してもらうことになっておりますので、これは役所だけではなくて、働いている方は皆さんがマイナンバーを記入して事業主に届け出ることになりますので、来年の1月以降は誰もが関わってくるかなと思います。

続きまして、通知カードという言葉があるのですが、これが非常に解りづらい言葉ですので、もう一度ご説明したいと思うのですが、まず最初に、今年の10月以降に、ご本人にマイナンバーを確認するため、あなたのマイナンバーは何番ですよ、というのをお知らせするために、全住民に世帯単位の書留郵便でこの通知カードというものが送られることとなります。この通知カード、ちょっと見ていただくと解るのですが、個人番号と住所、氏名、そういった基本情報しか書いてございません。これが通知カードというものになります。10月とお話をしたのですが、10月5日に住民票のある場所を基準として送られるのですが、手続き等が時間かかりますので、実際に皆さんのもとにお届けになるのが10月の中、下旬になるのかということが今想定されております。

もう一つ、通知カードとともによくセットで言われていますのが、個人番号カードというものがございます。これがよく誤解されておりました、個人番号カードは皆さんに配られますよ、というような誤った記事ですとか誤った情報提供がされておりますが、これは希望者の申請により任意で交付されるものとなっております。

それでは、個人番号カードというものはどういうものかというご説明なのですが、まず個人番号カードの表面には、身分証明証を兼ねておりますので、顔写真等が付いておりま

す。それから裏面に個人番号があるのですが、これはマイナンバーを例えば行政手続きで利用する場合に、本人確認のために利用することとなっております、例えば今まで通知カードというのをお話ししたのですが、通知カードだけですと別に身分証明証の提出を求められます。しかし個人番号カードであれば、このカード 1 枚で行政手続きができるということになっております。

では、今まで住基カードというものがあつたのですが、これと何が違うのかというところがちょっと解りづらいというので、ここをご説明したいと思うのですが、下のところの比較があるのですが、住基カードと個人番号カードの比較を書かせていただいております。

まず住基カードは、番号を利用するサービスというものの想定はありませんでした。

一方、個人番号カードは、市独自の助成制度であるとか電子母子手帳など、新たなサービスに使うことができます。それから、住基カードにも I C チップというものが入っていたのですが、この I C チップはコンビニ交付ですとか印鑑証明カードなどに限定されておりました。もともと住基カードの I C チップの空き領域が小さかったというようなことでもございまして、そういった限定もされております。一方の個人番号カードですが、コンビニ交付、印鑑証明カードに加えまして、例えば市独自の病院診察券であるとか図書館カード、将来的には様々なカード一元化が可能である、そうしたものを見越しまして、I C チップの空き領域も非常に大きなものになっております。

それから 3 番目の電子証明書ですが、住基カードにつきましては、イータックスなどの電子申請に限定されていましたが、個人番号カードはこれらに加えまして、マイナポータルといい、インターネットを使って行う行政サービスなのですが、こういったものや、民間のオンライン取引などに利用が可能というものになっております。

続きまして、個人番号カードの申請、交付の方法はどういうものかということをご説明したいと思います。まず、皆さまにお届けされる通知カードは、封筒で送られるのですが、その中に交付申請書というものが同封されております。それにご自身の顔写真を貼っていただきまして、J-L I S、地方公共団体情報システム機構というところに返信するようになっております。その返信後、市町村の窓口で本人確認を行って交付されることになっております。ちょっとこれを見ていただくと、小さくて申し訳ないのですが、既に通知カードの中に同封されている申請書の中には、氏名、住所等が既に印刷されていますので、署名をするだけで申請ができるというものになっています。

それから、下の方にもあるのですが、スマートフォン等を利用としたウェブ申請も今考えられております。スマートフォンで写真を撮りまして、ここに Q R コードというのが入っているのですが、この Q R コードをスマートフォンで撮影しますと、そちらに申請のウェブ画面が出てきまして申請できるというようなものが予定されております。それから、街中にごございます自動証明写真機、これで写真を撮ってボタンを押すと申請ができる、というものも国では検討されております。

それから、個人番号カードの交付手数料ですとか電子証明書の発行手数料は、今のところ

ろは無料になっておりまして、なるべく個人番号カードが普及できるような施策が考えられております。

続きまして、マイナンバーの独自利用ということですが、マイナンバーは自治体での独自利用が可能でして、社会保障、税、災害対策に関する事務で、条例で定めることにより利用することができます。さいたま市でも、独自の行政サービスにマイナンバーを使うことができないかというような検討を現在してところですが、下の表にさいたま市で検討している一例を挙げさせていただきました。例えば市立病院の診察券ですが、番号カードを診察券として利用するというのですが、これはシステムの改修ですとか費用的にはかなり大きなものが発生してしまうということもありまして、なかなかすぐには難しいと考えております。それから、健康手帳の電子化、母子健康手帳の内容に加えまして、例えば出生から成人まで日常生活の確認等に活用できるということなのですが、国では、予防接種の記録を全国単位でこの個人番号カードに利用する方向で検討が進められております。風疹等の予防接種の記録が分からないということが、一時期大騒ぎになりましたが、例えばこれが電子化されることによって、母子健康手帳がなくても確認することができるようになるという、かなり大きなメリットがあると思います。その他図書館カードであるとか、コミュニティサイクル、特にコミュニティサイクルにつきましては、さいたま市は先進市なのですが、今交通機関のICカードしか使うことができません。ということは、例えばお年寄りですとかお子さんで、交通系のICカードを使わない方が利用できないようになっているのですが、これも個人番号カードを利用することによって普及されるのかなと思っております。

最後になりますが、セキュリティ対策になります。やはりマイナンバーのセキュリティ対策、非常に気になる場所であると思うのですが、国の特定個人情報保護委員会、これはマイナンバー制度に伴い新たに設置されるものですが、こちらによる監視監督、罰則の強化などにより、各種の保護措置が導入されます。特にマイナンバーの不正利用につきましては、厳罰化が行われる予定です。

それから、個人情報の取り扱いですが、ここを見ていただきたいのですが、マイナンバーでは個人情報を特定の機関に集約する一元管理ではなく、従来どおり各行政機関が個人情報を保有するという形を取っております。実際に他の機関の個人情報が必要となった場合には、情報の照会や提供を行う分散処理というものが取られておりまして、いわゆる大規模な情報漏えいが起こりにくい仕組みとなっております。

以上、駆け足になりましたが、マイナンバー制度の概要についてご説明いたしました。市報9月号にマイナンバーの特集記事を掲載させていただく予定でございますので、そちらもぜひご覧いただきたいと思っております。私からは以上です。

コーディネーター ありがとうございます。続きまして、改革担当部局より、この事業についての論点の説明をお願いいたします。

改革担当部局 それでは、まず論点の説明というところから話を進めていきたいと思います。

先ほど説明もありましたとおり、このマイナンバー制度というものは、いわゆる行政コストの削減ということ、またこれは法に基づく全国一律の制度であるということで、待ったなしで取り組む必要を認める中で、それを市としてどうやって市民満足度の向上であるとか、より良い地域社会づくりというふうに生かしていけるのかというような、そういった視点で今回の公開審議の着眼点というふうにさせていただきたいと思ひ、その上でこの論点三つ設定をさせていただきました。

まず一つということでは、今も紹介ありました通り、昨今ポスターであるとかテレビコマーシャルとかで、皆さんもご覧になったことがあると思いますが、今にわかには私達の耳に入ってくるこのマイナンバー制度というものについて、そもそも導入背景の認識を共有したいというところで、これを論点の1ということに定めさせていただいております。

その次に、多分皆さまの重大な関心事になると思ひますリスク管理であるとか個人情報保護、先ほどもご説明が少しありましたが、これをもうちょっと詳しくお話を聞いていきたいというところで二つ目の論点。

三つ目としては、このマイナンバー制度、国の制度ではあるのですが、これを市としてどうやって取り扱うことで市民サービスの向上に使われていくのかというところで、まだ制度自体が走っていないものではありますが、その考え方とか基本的な方向性とか、そういったものが意見交換できればということで設定をさせていただいております。

それではまずはじめに、論点の1というところで、こちらのマイナンバー制度というのは、まず平成25年の5月に法律が制定されたこと。そして今年の10月、もうあと1カ月ちょっとになりますが、いわゆる通知カードというものを各市民にお配りをする。その上で、今度は再来年の7月に、いわゆる他自治体との情報連携開始、いわゆる本格稼働に移るということでした。そもそも国の制度として、マイナンバーというものを導入した背景について、どういう問題意識とか、どういった考え方があるか、今回こういう法制定がなされたのかというところからまずお伺いをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事業所管部局 はい。では、今お話がありました導入した背景ということなのですが、行政手続のお話をさせていただきましたが、これは多くの行政手続がコンピューターで処理されるようになっていきます。コンピューターで処理しているにもかかわらず、同姓同名の方が同じ人というのが分かりませんでした。実際にその人が同じかどうかというのを調べるために、非常に多くの時間や手間をかけておりました。これらの作業がまずは効率化されるというのが1点と考えております。

それから先ほども言いました、住民の皆さんにとっての利便性ということですが、具体

的な例で言いますと、児童手当の支給される方が、他市町村から転入してきました。他市町村から転入してきた時、さいたま市では、前住所地の所得証明を持ってきてくださいと言われるのです。わざわざ前住所地にその所得証明を取りに行かなければならない、というようなこともあります。マイナンバー制度の導入によりまして、その書類の添付が不要になります。ただ、先ほども言いましたとおり、これが実際に不要になるのは平成29年7月以降ということになっております。

それから、将来的なお話ですけども、例えば個人番号カードの普及や拡大が進めば、お財布の中に入っている各種のカード、免許証や保険証、クレジットカードや電子マネー、ポイントカードなどが1枚に集約できるのではないかということで、国では検討が進められております。ただ、実際に民間での利用ということは、非常にリスクも伴いますので、なかなかすぐの実現は難しいのかなというふうに思っております。導入背景につきましては以上です。

改革担当部局 リスク管理については論点2で取り上げることとして、まず一番気になると思うことは、実際再来年の7月から本格稼働に移るというなかで、一個人の情報のうち、どのようなものが役所間で流通するのかという、その辺りのイメージが今一つ分かりづらいところがあるので、分散処理みたいなことが一番最後のほうで出ていたのですが、もう少し具体的にご説明いただけるのであればありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

事業所管部局 では、ちょっとそこが解りづらいということで、スライドを作ってみたのですが、今、分散処理と一元管理のお話をさせていただきますと、まず一元管理とって皆さんがすぐ思いつくのは、共通のデータベースを作って1カ所にまとめるというのが一元管理になります。例えば、この例にあります市町村、独立行政法人、ハローワーク、都道府県、健康保険組合などを紐付けまして、共通データベースを真ん中に置くというのが一元管理になります。マイナンバー制度で今行われようとしているものが、この分散管理というものになります。実際のデータ自体は市町村、独立行政法人、ハローワーク、都道府県、それぞれ持ったままということになります。ある時に、例えば都道府県で、市町村のある個人の方の地方税情報が必要になった場合、照会をかけます。実際にその照会をかけたときに提供を行うという、いわゆるこれが分散処理になるのですが、これは一元管理ではないので、先ほど冒頭で申し上げたとおり、例えば共通データベースがあれば、ここが全部そっくり漏えいしてしまえば大規模漏えいになりますけども、そういったことが防げる仕組みというものになっています。

改革担当部局 照会をかけるときなどは、その個人番号というものが中立ちをするというような考え方でよろしいですか。

事業所管部局 実際には個人番号は中立ちするのですが、これもセキュリティが確保されていて、個人番号自体はこの照会、提供の中では飛ばない仕組みになっております。私たちでも分からない符号化というのがされまして、個人番号自体はこの中では飛ばないのです。この話をしてしまうと解りづらいのですが。

改革担当部局 時間の都合もありますので、先に進みたいと思います。個人番号が通知カードというものを通じて市民の方々に渡されて、その後申請に基づいて、個人番号カードができ上がるということだと思っておりますが、66 ページの下段の記載内容でイメージについては何となく分かるのですが、実際このカードの構造というのでしょうか、初期状態では、どんな情報が格納されているのかということについてご説明ください。

事業所管部局 まず初期状態のお話ですが、ICチップの内容ということでお話させていただきます。まず、ICチップに搭載されているものは、住所、氏名等の基本情報であるとか、先ほど触れました公的個人認証を行うための情報などが格納されることになっていきます。ICチップ空き領域の話をしたのですが、市町村独自に必要な情報を追加することができることになっているのですが、1点だけちょっとした問題がありまして、他市町村に転出してしまった場合には、その市町村で記録された情報というのは上書きされて無くなってしまふというものにもなっています。ですから、もう一度先ほどに戻りますと、当初は基本的な情報しか、このICチップの中には入っていないという状態です。

改革担当部局 ご説明ありがとうございます。今いろいろとご説明いただいて、私どもも初めて聞くようなお話が多くて、市民の皆さんも初めてという方が多いかと思うのですが、もう間もなく10月から通知カードが配布されるということで、市役所として、この辺市民の方も不安に思っている方も多いと思っておりますので、準備状況というか、今後のスケジュール的などを教えていただけますでしょうか。

事業所管部局 市役所の役割で一番大事なものは、通知カードを皆さんにお配りする、個人番号を皆さんにお知らせするということになります。これは、全国画一の処理になりますので、この事務自体は地方公共団体情報システム機構というところに委託をして行うことになります。私どもがやっているのは、市町村にある私どもの情報をこの地方公共団体情報システム機構にお渡しするという準備をやっておりまして、これは今のところ順調に進んでおります。

それから、番号制度に関する問い合わせが殺到ことも想定しておりますので、私どもとしては市独自にコールセンターというものを設置いたします。10月の頭から通知カード、個人番号カードについてのコールセンターを設けまして、例えば同居の方の通知カードが

届かないとか、今同居している方が転勤しているとか、そういったお問い合わせであるとか、すぐその場で即答はできないにしても、コールセンターを設けることで皆さんの問い合わせに対応したいと思っております。これが今進めている準備作業で一番大きなものということです。

改革担当部局 ありがとうございます。具体的な作業については、整備室として取り組んでいることは理解しました。一方で、取り扱う業務の分野が社会保障とか税というところで、市民生活に相当密着した部分だと思いますが所管が役所のなかで分かれています。そういった点で組織横断的な体制で認識の共通化を図りながら、取り組む必要性のあるものもあると思うのですが、そういったところも含めて、制度について組織としてどのように対応してきたのかという、これまでの経緯も踏まえてご説明ください。

事業所管部局 マイナンバーは、非常に範囲が広くて、色々な部署が関わっております。他の政令指定都市の方ともお話をすることがあるのですが、さいたま市は昨年4月に番号制度整備室というものを設置しまして、全体の進捗管理や調整などを行っております。ただし、他の政令市さんの中では、そういったものが設けられていないので、非常に進捗に問題が起きているところも出てきています。具体的にどの所管が関わっているかということ、通知カード、個人番号カードの申請、交付につきましては、私ども市民局にあります区政推進室が行っております。それから実際に個人番号カードの交付や通知カードに関する事務につきましては区役所の区民課が行うことになっています。それから、これは表には出てこないのですが、マイナンバーを色々な業務、社会保障、税、特に福祉関係の多くの事務でマイナンバーを使うこととなりますので、多くの関係部署がシステムの改修であるとか、実際に制度がスタートしたら窓口をどういう運用にするかという準備を進めております。組織としては非常に色々なところが関わっているというのが現状です。

改革担当部局 ありがとうございます。それだけ多くの組織、多くの職員が関わっているというところを踏まえて、次の論点移ります。さて、多分市民の皆さんが一番関心事があるという部分として、個人情報の保護というところで、セキュリティー対策に関しては最後のページで少し触れていただいたところがあるのですが、もうちょっと具体的に説明ください。

事業所管部局 ここからの話が非常に難しくなっております。マイナンバーは新しい制度ですので、先ほど言いました国の特定個人情報保護委員会というのが新たに設置されて、監視監督を行うということになっているのですが、自治体側でもマイナンバーを保有しようとする場合に、そのマイナンバーが正しく利用されるかというのを事前に評価をするということが求められています。これを、特定個人情報保護評価、通称PIAと呼ん



でいるのですが、特にさいたま市は人口が多いですので、このPIAを非常に厳格に行うことが求められております。具体的には、30万人以上のマイナンバーを持つとしようとする場合につきましては、例えば国保のシステム、これは30万人以上あるのですが、事前にパブリックコメントを行って、リスク管理に対してこういうかたちで対策を行うというような具体的な計画を対象として第三者点検を行いまして、国の委員会へ評価書を提出することになっております。さいたま市の場合、11～13事務がこのパブリックコメント、第三者点検を行う対象となっており、これらの作業はおおむね完了しております個人情報保護については、こういった様々な手続きが行われることになっております。

改革担当部局ト そのマイナンバー制度を使って例えば市が仕事をするといったときには、第三者が評価をするという枠組みはわかりました。そのうえで、いわゆる今お話のあった特定個人情報保護評価としては何をどのように評価するということになるのでしょうか。その辺りをもう少し詳しく。

事業所管部局 評価自体は、マイナンバーを扱う事務は評価書を作らなければいけない、ということになっています。マイナンバーを使う事務というのは、事務単位でいうと相当、数十事務あるのですが、そのうちの先ほど言いました30万人分以上のデータ、マイナンバーを持つものについては、パブリックコメント、第三者点検という、より重い評価をやらなければいけないことになっています。これをPIAと呼んでいるのですが、実際どんなものをやるかという、マイナンバーを持つということは、非常にリスクを伴うものとの認識にたって、例えばファイルを使う場合にはどのようなリスクがあり、そのリスク対策は十分であるかということとか、もちろん職員や窓口に委託している方もマイナンバーを扱うこととなりますので、そういった方に対する教育とか啓発は十分であるか、というようなものを評価書に書きます。その書いた内容につきまして、第三者点検というものを、外部の評価委員の皆さんに行っていただいております。

それから、一番大事なものは人的セキュリティ、人がどうやってそのマイナンバーを扱うのかということが重要になりますので、それがきちんとやっているかということを確認するようになっています。

改革担当部局 時間の都合もありますので、すみませんが先に進みたいと思います。人的セキュリティは当然しっかりやらなきゃいけないというところで、しっかりとした評価をいただけるようにするという点では、まさにそれは私達市職員が意識を十分に持たなければいけないということですね。制度運用上のリスク管理ということともう一つ、冒頭でも若干説明はありましたが、いわゆるシステム全体としての情報がどのような管理、保護されているのかということも、もう一回確認の意味でご説明いただけますでしょうか。

事業所管部局　ここで、分散管理なのですが、先ほど言ったように情報が必要となった場合につきまして、この図にはないのですが、中間サーバーというものが置かれるようになっていきます。必要があった場合にその中間サーバーに向けて照会、提供を行うのですが、先ほどちょっと言ったように、マイナンバー自体はこの間に流通しない符号化されたもので、セキュリティ対策はしっかりしています。データそのものも暗号化されていますので、もしそれが読み取られたとしても中身が分からない、というものになっております。

それから、これは先ほどのセキュリティ対策の話でもあったのですが、今われわれ職員の人的セキュリティが非常に必要だということで、階層別の職員の研修を行っております。市役所のあらゆる層にリスク管理を知ってもらおうということで、この8月17日、20日にも区役所の窓口職員を中心とした約400名の職員研修を行いました。10月に向けマイナンバーの取り扱い、それから罰則が強化される、こういうことに注意してくださいというような研修を行っております。

コーディネーター　時間がだいぶ押していますので、質疑応答については簡潔明瞭にお願いします。

改革担当部局　今、個人情報の保護の制度だとかシステムの部分はかなりしっかりやられているというようなご説明だったかと思うのですが、市民一人一人がカードを持つということになるにあたり、そうした際に個人個人、一般の市民の方がこの番号を忘れちゃうとか、あとはカードをなくしてしまうというようなこともあるかと思うのです。その辺の対策というのはどのように取られているのでしょうか。

事業所管部局　紛失してしまうとか、ケースは様々と思いますけども、例えば個人番号が紛失をして不正に用いられる恐れがある場合につきましては、唯一、個人番号の変更が認められることになっております。

改革担当部局　その番号はすぐに無効にできるということによろしいですか。

事業所管部局　その状況を確認して、紛失が故意なのかなど。そのうえで手続はあると思いますが、変更はされるということになっています。

改革担当部局　分かりました。時間の都合で先に進みます。3つめの論点ということで、これまでのお話であつたとおり、制度についてしっかりとした管理をおこなったうえで、市民の利便性の向上をどのように求めていくか。端的には一番分かりやすいところでマイナンバーの独自利用という部分になるのですが、この辺りの考え方などをご説明ください。

事業所管部局 はい。独自利用ということで、先ほどいくつかの例を検討しているというお話はさせていただきました。利便性を向上させることができるということが分かった一方、例えば他市町村に転出したときには情報が消えてしまいます、というお話もしました。当初この制度がスタートした時は、各市町村が独自利用を積極的にやりましょうという話があったのですが、今の傾向としては、広域で使うものが望ましいサービスについては、国にやっていただき、市の中で完結できるサービスが独自利用のターゲットになるのかなという方向に多少変わっております。

改革担当部局 先ほどもご説明ありましたけれど、独自利用で例えば市民病院の診察券の話であるとか、市域の中で独自の利用というところに関しては、業務改善という視点で改革担当部局も絡んでおりました。いわゆる全庁的な組織として導入検討本部というのがあって、そのワーキングに参画した経緯がありました。その中では、市立病院の診療券のほか、災害対応という分野では、カードを持って有事の際に避難所に行くと、自動的に避難台帳への登録ができて、それが即時管理されるので、例えば誰がどこに避難しているのかが分かるとか。そのほか、児童に携帯させて、例えば学校の校門にセンサーを付けて、通るだけで登下校の状況が分かるだとか、若手中心のワーキングだったのでアイデアベースではありますが、市民生活、市民の安全を守るというところで、結構画期的なアイデアというところがありました。いずれにしてもこれは番号というよりは、いわゆる IC チップを利用した独自利用という考え方になりますので、当然そのシステム改修であるとか初期投資がかかるというのが、同じく課題として全てにおいて懸案として取り上げられた部分でした。今後検討されているというのは冒頭ご説明いただきましたが、所管としての今の状況、そういった考え方が今どのようになっているか教えていただければと思います。

事業所管部局 やはり個人番号カードの普及が一番鍵になってくると思います。先ほどの避難した方がカードを持って来ればという話ですが、個人番号カードを持っていないと分からないわけです。マイナンバーは長いので、覚えられるわけがないので、やっぱりカードの普及、個人番号カードを必ず持ってくるということができていないとならない。それから、普及されない中でやると、費用対効果が非常に悪い。システム改修に膨大なお金がかかるけど、実はあまり利用されないということもありますので、そうしたことも含めて、個人番号カードの普及がやはり一番鍵になると思っております。

改革担当部局 その普及のために、市としてどんな方策を取っていくということを今お考えになっているのでしょうか。

事業所管部局 これはさいたま市1市だけがやっても普及できないものだと思うのですが、一番大きなものとして、個人番号カードは国が無料化というものを決めております。ただ、

ずっと無料化するということは言っておりませんので、少なくともここ何年かは無料化されるということで、皆さん申請書に顔写真を貼って返送すれば交付されるということになっています。私どもも色々考えておまして、先ほど言いました市報9月号に特集記事を掲載するとか、あとは高校生の皆さんにご協力をいただきまして、マンガを使ったパンフレットを作りました。10月に向けて、個人番号カードはこんなに簡単に取得できる、というようなチラシを、多分そんなに多くは用意できないので、回覧とか公共施設に配置という形にはなりますが、そうしたことも考えております。

改革担当部局 普及ということで、若干話が飛躍してしまっていて恐縮ですが、例えばやっぱり自分がカードを持ちたいという動機付けというと、日常茶飯時的に使えるカードがいいのかなど。先ほど何か民間との連携でクレジットカード機能を付加するなどという話もあったと思うのですが、それ以外としても、例えば今現在住基カードでもコンビニ交付サービスを展開していると思いますが、そういう関係でいわゆる民間との連携というところ、今後の検討課題にはなると思うのですが、そういうことは今後の予定としてどのように考えられているのか、教えてもらえればと思います。

事業所管部局 国が検討しているのですが、一番問題になるのはセキュリティということになります。役所ですらセキュリティの確保が大変だと言っているものを、民間に広げてそれが実際に担保できるのかということが、非常に大きな課題になっています。コンビニ交付については、さいたま市は政令市の中でも2番目に早く実施して、個人番号カードでも、すぐスタートはするのですが、その拡大、クレジットカードとか電子マネーというのは、なかなか難しいとで考えられております。

改革担当部局 時間も迫ってまいりましたので、最後にということで、総括的にご質問をさせていただきたいと思います。このマイナンバーにつきましては、これまでの議論もありましたけど、やはり情報システムが絡む話で、非常に技術的な要素も強いということで、今回はまさに市民委員の方に聞いていただく公開審議ということでありましたので、導入背景であったり、個人情報、リスク管理、一つ目二つ目の課題にもある程度時間を取って議論をさせていただいたところでございます。特に個人情報の保護、リスク管理につきましては議論ありましたけれども、ある程度国の決めた、システムの前提の下でということだとは思いますが、万全を期していただくというのは当然だろうと思います。

その上で、今回行財政改革公開審議ということでありますので、行財政改革という観点からしますと、三つ目のこの利用範囲の拡大、その利用範囲の拡大には限らないと思いますが、基本的に法律でできた制度であるとはいうものの、その上で市としてどこまで市民サービスの向上につなげていけるかということがポイントだろうというふうに、行革の観点からは考えるところかなというふうに考えております。そういった今後の市民サービ

ス向上、利用範囲の拡大に限らずということで幅広くとらえていただいで結構ですが、そういった点の見通しを含めて、最後に総括的にコメントをお願いしたいと思います。

事業所管部局 マイナンバー法が10月5日に施行され、先ほど説明がありましたように、まず通知カードの配布を皮切りにして、順次マイナンバーの制度運用がスタートしてまいります。私に与えられた職責としましては、まずは今やるべきこと、これについては法定されたスケジュールに則しまして、制度の円滑な導入に向けて、システム改修をはじめとする所要の準備作業を滞りなく進めていくということがあります。

その上で、市民の安心安全を確保するために、個人情報の保護に向けたセキュリティ対策につきましては、技術的な対策はもとより、特に人的セキュリティの確保を重視し、事前に行える限りの対策を講じてまいりたいと思っております。これにつきましては、継続的な対応ということで、一通りの研修が終わったら済むということではなくて、継続的な対策を来年、それ以降についても引き続き進めていった上で、職員のセキュリティ意識の向上、確保に努めてまいりたいと思っております。

また、市民サービスの、向上のためのマイナンバーの独自利用という観点につきましては、やはり費用対効果というものを考慮する必要があると思っております。これについては行革の視点からも実現可能性があるものについては、導入に向けてさらなる検討を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

コーディネーター はい。そろそろお時間でございますので、議論を終結したいと思います。市民の皆さまからは意見シートに記載しながらとなりますけれども、ご意見をちょうだいしたいと思っております。ご意見がある方は挙手をお願いします。時間が限られておりますので、ご発言につきましては簡潔明瞭をお願いしたいと思います。ではよろしくお願ひします。

市民委員 いくつかあるんですけども、基本的なところで。まず、通知カード、それから個人カード、性格上ゼロ歳からだと思うんですけど、年齢の問題、何歳からかというところ。それから基本情報、まず最初に発行された個人カード、これには基本情報としてどのような情報が入ってくるのか。3番目として、このカードを利用するごとにその人の情報、例えば病院に行った場合の情報とか、それが累積されていくんだろうと思うんですが、その場合の情報が累積されたのがどこにどのようにデータ管理されていくのか。それから最後に、累積されたデータが、例えばさいたま市のどこか、ハローワークでもいいですが使った場合に、ハローワークにその全データが登録されてしまうのか。分散管理と言っていましたけども、利用するごとに、その箇所箇所に累積、それから保管されてしまうのか。ここら辺のところ、4点お聞きしたかったんですが。

コーディネーター 大丈夫ですか。はい、お願いします。

事業所管部局 まず通知カード、個人番号カードはゼロ歳からになります。それから基本情報は、住所、氏名、年齢、性別の4情報になります。それから累積の話ですが、ここにあるようにデータ自体は先ほど言ったように各行政機関が持っていますので、各行政機関の各システムはマイナンバーを使ったとかというものは持っていますが、例えばハローワークが他の情報を持つとか、そういうことはできないので、それは今までと変わりありません。ですから、言葉足らずかもしれませんが、ハローワークが他の機関でどういうことがあったという情報とか、病院という話がありましたが、病院ではまだ使うということはまだ決まっていますが、そういったものが他の機関に流れることはないということになっています。

市民委員 よろしいでしょうか。はい、他にございますでしょうか。はい、どうぞ。

市民委員 通知カードという情報というのは、住所、氏名、年齢、それだけなんですか。それで個人番号カードとなりますと、これは見てますと、行政だけで今のところ使うだけなんですか。例えば私の個人情報、銀行に預金がいくらある、証券会社に何、預けてあるとか、そういうことも含まれるんでしょうか。

それともう一つ。例えば個人情報カードを使った場合に、もしそういう私個人のものが全部入っちゃっているとして、それを今度銀行で使うとか、そういうこともよく分からないんですけど。

事業所管部局 まず、通知カードは4情報しか書かれていません。個人番号カードについて、まず銀行だとか証券会社自体はまだ利用はできません。というのは、今法律改正を進めておりまして、3年後をめどに、まず預貯金口座に付番をする、これも任意なんです。義務ではなくて、まず任意で本人が良い言った人だけマイナンバーを持つという形になっています。あと、個人番号カード自体には情報は記録されません。要は、個人番号カードの中に預金がいくら入っている、今は使わないですけども、仮にもし預金で使うようになったとしても、カード自体にはそういった情報は記録されませんので、その情報は各システム、銀行のシステムが持っていますから、このカード自体には何も入っていないということになっています。

市民委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

コーディネーター はい、ありがとうございます。さらにご意見等ございましたら伺いしたいと思いますが、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

市民委員 先ほど、まだ銀行とかそういうところでは使えない、使わなくていいんですけど。私が思うに、将来も例えばこの個人カードに銀行でどういうふうにするか分かりませんが、受付の女性にぱっと出した場合、その方が瞬時に私の全ての財産とか、その銀行に預けているのというのも、そういう、まだと言いますが、将来そういうふうに分かっちゃうんですかね。

事業所管ぶきょく 将来的に銀行でカードが利用できるようになった場合の話としてお伝えしますが、例えば、銀行のキャッシュカードを思い出してほしいのですが、銀行のキャッシュカード本体には、そういったものって記録されないですよ。窓口にもし出したとしても、その窓口の方というのは、その銀行のキャッシュカードで何かやるということはないですよ。それは変わらないのです。

市民委員 ああ、そうですか。

事業所管部局 ですから、実際に業務で使うときに個人番号カードを出させていただきますが、その先の事務手続きというのは、今キャッシュカードを出しているのと同じに形になりますから、何も変わるものではないという考え方です。

市民委員 わかりました。ちょっと不安だったもので。その個人カードを、例えば他のところに出しても、今のところ全ての情報はそこには行かないわけですね。例えば市役所で使った場合は市役所だけ、こっちの場合はこっちだけ。わかりました。ありがとうございました。

コーディネーター ありがとうございます。それでは、今、市民の皆さまからご意見あるいは数々意見が出されましたので、何点かここでご紹介させていただければと思います。

システムを運用する人は市役所に勤める皆さんです。罰則適用になるような情報漏えいや盗用が起こらないよう、法令遵守が守られるよう望みます。マイナンバーには膨大な量の情報が集まり、いろんな部署や組織が関わっているとのことだが、煩雑過ぎて施行する側も混乱することはないのか。行政コストが削減されるということだが、コンピューターの導入のコストと、それを管理する経費が大きいのではないか。続いて、基本的に反対です、というご意見でございます。個人全てのことがそのカードで分かってしまうので、管理されているようで人権が認められない気がします。リスク管理を徹底しても、人が管理するので、情報が流出し、被害が市民に及ぶ危険性が大である、という理由です。それから、4人目の方ですけども、個人番号カードの個人情報のセキュリティ、こちらの対策をし

っかりやっていただきたいという内容でございます。やはり、非常に利便性はいいんだけど、リスク管理という部分、それから経費もかなりかかるというようなご意見が多かったように思います。ありがとうございました。

市民委員の皆さまからいただいたご意見につきましては、今後事業改善を図る上での参考意見とさせていただきたいと思っております。本日の質疑やご意見の内容は、後日市のホームページで公開する予定となっております。

以上で事業番号5マイナンバー制度の活用の議論を終了いたします。ここで10分間の休憩をさせていただきます。次の議論は11時10分からということで、よろしく願いをしたいと思っております。どうもありがとうございました。

(了)